**同　　意　　書**

　島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）への申請にあたり、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第６条第２項に基づき、実績報告書提出時までに保険・共済に加入（小規模企業者にあっては、又はこれに代わる取組を実施）することに同意します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住所

　名称（氏名）

　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

抜粋：島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第６条第２項

中小企業者等は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあっては、この限りではないが、令和２年７月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険または共済加入に代わる取組（※）を実施すること。

(１) 中小企業者については、付保割合３０パーセント以上

(２) 中堅企業及びみなし中堅企業については、付保割合４０パーセント以上

※（例）ＢＣＰ計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ（クラウド化）、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など